

## 京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、府内の高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、医師及び看護師による治療が可能な体制を構築し、万全の態勢で療養ができる環境を整備するために、施設医若しくは協力医療機関又は施設訪問診療等協力機関による治療薬の投与・健康観察等の実施に必要な経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において協力金及び往診等経費又は補助金（以下「協力金等」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者施設等 次に掲げるものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設地域密着型特定施設並びに短期入所療養介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能居宅介護又は看護小規模多機能居宅介護を行う事業所

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

エ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」の一部改正について（平成13年5月15日付け老発第192号厚生労働省老健局長通知）別紙の生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に規定する生活支援ハウス

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び共同生活援助を行う住居（障害者グループホーム）

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設

(2) 施設医 高齢者施設等に配置された医師又は高齢者施設等に併設の医療機関に勤務する医師をいう。

(3) 協力医療機関 高齢者施設等に利用者の入院や適切な医療の確保などについて協力する医療機関をいう。

(4) 往診等 高齢者施設等で、新型コロナウイルス感染症に感染した者（高齢者施設等の従事者は除く。）に対して行う、治療薬の投与、健康観察等を行うための往診、オンライン診療又は電話診療（施設訪問診療等協力機関が行う場合にあっては、電話診療を除く。）をいう。

(5) 施設訪問診療等協力機関 あらかじめ京都府に登録された、施設等への往診等が可能な医療機関、訪問看護ステーション等をいう。

### (交付対象事業等)

第3条 協力金等の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は次のとおりとし、交付対象事業ごとの協力金等の交付の対象となる者（以下「交付対象

者」という。)、協力金等の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)、協力金等の額及び補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、当該施設の協力医療機関又は施設医(以下「協力医療機関等」という。)が実施する、施設内療養を行うための事業(以下「施設内療養支援事業」という。)

(2) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、協力医療機関等による治療薬の投与等ができない場合に、施設訪問診療等協力機関が保健所の指示を受けて実施する、施設内療養を行うための事業(以下「施設訪問診療等協力機関支援事業」という。)

(交付申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 高齢者施設等、協力医療機関又は施設訪問診療等協力機関 別記様式1

(2) 京都市 別記様式2

2 規則第5条の規定により協力金等の交付の申請をしようとする者は、特別の事由がない限り、毎月10日までにその前月に終了した交付対象事業に係る前項各号の申請書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条の規定による変更の承認に係る申請書は、別記様式3によるものとし、協力金等の交付決定を受けた者は、あらかじめ、当該申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、第4条第1項に規定する申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(返還等)

第7条 知事は、協力金等の交付決定を受けた者が、次の各号に該当するときは、既に交付した協力金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の行為があったとき

(2) その他規則及びこの要綱に違反したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行し、令和4年6月1日以降の診療に係る協力金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度分の協力金等から適用する。

別表（第3条関係）

1 令和5年5月8日以降の往診等

交付対象事業		交付対象者	協力金等の額	補助率
事業区分	事業内容			
施設内療養支援事業	往診等（京都市内の高齢者施設等への往診等を除く。）	高齢者施設等又は協力医療機関	往診等経費（注1、2） 医師 診療の所要時間1時間につき15,100円 看護師 診療の補助や健康観察等の所要時間1時間につき8,280円	10分の10
	京都市内の高齢者施設等への往診等	京都市	補助金 往診等経費の交付に要する経費	
施設訪問診療等協力機関支援事業	往診等（京都市内の高齢者施設等への往診等を除く。）	施設訪問診療等協力機関	往診等経費（注1、2） 医師 診療の所要時間1時間につき15,100円 看護師 診療の補助や健康観察等の所要時間1時間につき8,280円	10分の10
	京都市内の高齢者施設等への往診等	京都市	補助金 往診等経費の交付に要する経費	

注1 往診等経費の交付は、医師、看護師が施設内で診療等を行うのに必要な時間に  
 応じ支給する。なお、所要時間が1時間に満たない場合においても、30分以上で  
 ある場合は、交付するものとし、その場合の往診等経費の交付の額は、それぞれ  
 協力金等の額の欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、往診（オン  
 ライン診療又は電話診療を除く。）に限り交付の対象とする。

2 令和5年5月7日以前の往診等

交付対象事業		交付対象者	協力金等の額	補助率
事業区分	事業内容			
施設内療養支援事業	往診等（京都市内の高齢者施設等への往診等を除く。）	高齢者施設等又は協力医療機関等	1 協力金（1対象施設1回限り） 100千円 2 往診等経費（注1、2） 医師 診療を行った患者1人1日につき30千円 看護師 診療の補助や健康観察等を行った患者1人1日につき18千円	10分の10

	京都市内の高齢者施設等への往診等	京都市	補助金 往診等経費の交付に要する経費	10分の10																						
施設訪問診療等協力機関支援事業	往診等（京都市内の高齢者施設等への往診等を除く。）	施設訪問診療等協力機関	<p>1 協力金（1対象施設1回限り） （注3）</p> <p>(1)協力金A（1施設目）（注4） 診療患者数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1人～5人</td><td>300千円</td></tr> <tr><td>6人～10人</td><td>370千円</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>440千円</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>510千円</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>580千円</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>650千円</td></tr> <tr><td>31人～35人</td><td>720千円</td></tr> <tr><td>36人～40人</td><td>790千円</td></tr> <tr><td>41人～45人</td><td>860千円</td></tr> <tr><td>46人～50人</td><td>930千円</td></tr> <tr><td>51人～</td><td>1,000千円</td></tr> </table> <p>(2)協力金B（2施設目以降） 診療患者数に関係なく 300千円</p> <p>2 往診等経費（注1、5） 医師 診療を行った患者1人 1日につき30千円 看護師 診療の補助や健康観察等を行った患者1人1日につき18千円</p>	1人～5人	300千円	6人～10人	370千円	11人～15人	440千円	16人～20人	510千円	21人～25人	580千円	26人～30人	650千円	31人～35人	720千円	36人～40人	790千円	41人～45人	860千円	46人～50人	930千円	51人～	1,000千円	
1人～5人	300千円																									
6人～10人	370千円																									
11人～15人	440千円																									
16人～20人	510千円																									
21人～25人	580千円																									
26人～30人	650千円																									
31人～35人	720千円																									
36人～40人	790千円																									
41人～45人	860千円																									
46人～50人	930千円																									
51人～	1,000千円																									
	京都市内の高齢者施設等への往診等	京都市	補助金 往診等経費の交付に要する経費	10分の10																						

注1 往診等経費の交付は、同一患者に対しては1日当たり1回限りとする。

2 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する施設においては、容体の変化に伴うもの又は施設長により診療が必要と判断されたものに限り交付の対象とし、施設医が常駐していない施設においては、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り交付の対象とする。

3 協力金は医師の派遣を行った場合にのみ交付の対象とする。

4 同一年度に2施設以上の施設において往診等を実施した場合は、協力金Aの単価は治療薬等の投与等を行った患者数が最も多かった施設に適用することとし、協力金Aの単価を適用しなかった施設については、協力金Bの単価を適用する。

5 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り交付の対象とする。